

第 12 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 2 年 2 月 6 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 26 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (12 人)
1 番 小谷健児、 2 番 野坂賢思、 4 番 藤原 忍、 5 番 濱口佳史、
6 番 山中讓、 7 番 金子孝子、 8 番 伊芸精一、 9 番 松本昌子、
10 番 敷地智也、 11 番 酒井幸男、 12 番 福留康弘、 13 番 ハジィフ泉、
14 番 吉尾好市
【推進委員】 (5 人)
1 番 大石正幸、 2 番 弘瀬正彦、 4 番 宮川建作、
5 番 小橋誠一、 7 番 福井正一
(事務局：事務局長 宮地 丈夫、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (1 人) 3 番 藤田清子
【推進委員】 (2 人) 3 番 平野幸敏、 6 番 尾崎澄夫、
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (2 件)
議案第 2 号 非農地証明について (1 件)
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 2月の定例会を始めたいと思います。

2週を過ぎてから急に、また今日は冬に戻ったような感じですが、また先だつての台風以上の低気圧でかなりハウスの方にも被害があったようでございますが、被害に遭われた方には大変お見舞いを申し上げたいと思います。

また、インフルエンザやコロナウイルスが、日本にも入ってきたように思いますので、皆さま方、健康には十分に気を付けていただきたいと思います。

欠席者は、今日は藤田さん、平野さん、尾崎さんが、急きょ欠席ということでございます。それから、弘瀬さんがちょっと遅れて来るということでございますが、会の方は成立しておりますので。

今日の議事録署名人ですが、敷地さんと酒井さんをお願いをしたいと思います。

議案第1号、農地法第3条許可申請が2件出ておりますが、1件目から事務局に説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請が今回2件提出してきております。1件目、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地は、黒潮町有井川字來面1813番、田362㎡。

理由としましては、所有権の移転で売買の許可あり次第、所有権を移転するというになっております。

2ページ以降をご覧ください。

位置の図面を載せさせてもらっております。

今回、有井川のくろしお鉄道の有井川駅からほぼ北側の、すぐ近い所の農地となっております。

3ページが住宅地図です。

4ページが航空写真での拡大の詳細な図面となっております。

5ページが公図、6ページが現況の写真となっております。

3条の調査書を報告させていただきます。

譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。

第2項第1号の全部効率につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からして、農作業の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業の従事者としては、本人と奥さん。

所有機械としては、耕運機1台、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台となっております。

第2項第2号の農業生産法人以外の法人に関しましては、譲受人は個人であり、適用はいたしません。

第2項第3号の信託につきましても、こちらも信託ではないので適用はありません。

第2項第4号の農作業常時従事としまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数について従事日数が年間300日ということで、こちらも下限日数を超過しておりますので該当はいたしません。

第2項第5号の下限面積としましては、譲受人の耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えるということで、今回の取得分を含めて5,893㎡、58.93aということで、こちらも下限面積を割ることはありませんので該当いたしません。

第2項第6号の転貸の禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しないということになっております。

最後に、第2項の第7号の地域調和につきましては、所有権移転後は季節露地野菜の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないものと考えられます。

また、こちらにつきましては農用地区域の区域内の農地となっております。利用権の設定につきましてはありません。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりましたが、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員 この土地は、これまでも〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんより借りて野菜を作っている土地ということです。〇〇〇〇さんは有井川出身者ですけど、有井川に帰ることはないのかと買ってくれないかという話があり、〇〇〇〇さんが買うことになったそうです。

〇〇〇〇さんは農業をされている方なので、問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 今、担当の〇〇君の方からの補足説明がありましたが、この件につきまして質疑・何か質問ある方、挙手願います。

ないですか。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

3条許可申請の1番につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

農地法第3条許可申請につきましては承認されました。1番につきましては承認されました。

3条許可申請2番、お願いします。

事務局 1 ページをご覧ください。議案第 1 号の農地法第 3 条の 2 件目を説明させていただきます。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地につきましては、黒潮町熊井字家ノ前 428 番、田 1,820 m²。同じく、字大町 461 番、田 1,551 m²。同じく、字笠松 567 番、田 694 m²。同じく、字笠松 568 番、田 447 m²。

理由としましては、こちらも所有権移転・贈与について許可あり次第、所有権を移転することとなっております。

8 ページに、位置図を載せております。

今回、4 筆ございます。熊井の集会所付近に 2 筆、集会所から奥のたねの圃場整備台の奥の端の方に 2 筆ございます。

9 ページが住宅地図となっております。

10 ページ、11 ページが航空写真での詳細図となっております。

10 ページは旧国道の付近に 2 筆ございます。11 ページが集会所から奥のたねの入った、ほぼもう一番奥の端の圃場整備地の農地となっております。

12 ページから 14 ページまでが公図となっております。

15 ページ、16 ページ、17 ページ、18 ページが現況の写真となっております。

19 ページをご覧ください。調査書のご説明をさせていただきます。

譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。

第 2 項第 1 号の全部効率につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からして、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業の従事者としては、本人。

所有機械は、トラクター 1 台、田植機 1 台、軽トラック 1 台となっております。

第 2 項第 2 号の農業生産法人以外の法人としては、譲受人は個人であり、適用はいたしません。

第 2 項第 3 号の信託につきましては、信託ではないので適用はありません。

第 2 項第 4 号の農作業の常時従事としては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について従事する日数としましては年間 180 日となっております、こちらも該当はいたしません。

第 2 項第 5 号の下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積 30a を超えるということで、今回の取得分を含めまして 1 万 1,389 m²、113.89 a ということで下限面積を超えておりますので、下限面積を割ることはございません。

第 2 項第 6 号の転貸の禁止につきましても、譲渡人の所有農地であり、転貸には該当はいたしません。

第2項の第7号の地域調和に関しましては、所有権移転後は水稻の栽培を予定するため、周辺農地への影響はないと考えます。

こちら農用地区域内の農用地ということで、利用権の設定はありません。

事務局からは以上です。

議長 事務局の方より説明が終わりましたが、担当委員さんの方で何か補足あればお願いします。

〇〇委員 昨年の案件でも出ていたのですが、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの唯一の身内で、大阪に住んでいてこちらに戻ってくるのがなく、〇〇〇〇さんの親戚に当たる〇〇〇〇さんに贈与という形で、去年の残りの筆数が今回挙がってきています。

〇〇〇〇さんは現在もコメを作っていて、退職したら農業をやっていくということで、今後も作っていくということです。

議長 〇〇さんの方から説明がありました。この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何か質疑・質問ある方は、いませんか。

(質疑等なし)

なければ、この第3条2番につきましても承認を受けたいと思います。

この件につきまして承認されます方、挙手願います。

挙手全員でございます。

農地法第3条許可申請の2番につきましても承認をされました。

議案第2号、非農地証明願について1件出ております。

事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。議案第2号、非農地証明が今回1件出てきております。

届出人(願出人)、〇〇〇〇さん。

願出地としまして、黒潮町蜷川字大本2306番1、田678㎡。同じく、字大本2307番1、田678㎡。

理由としましては、20年ほど前から耕作しておらず、現在は原野となっているということです。

資料は20ページ以降をご覧ください。

20ページを見ていただきますと、航空写真で位置図の願出地、申請地を落としております。蜷川の旧小学校が左下でございます。そちらからだいたい奥の方になります。

21ページの住宅地図からしても住宅からだいたい離れた所、奥の方になります。

22 ページが航空写真で詳細図を載せております。町道沿いの2筆が今回の申請地となっております。

23 ページが公図でございます。

24 ページが、現況での写真となっております。こちらもうほぼ耕作されておらず、また、写真ではちょっと分かりにくいのですが、現地行って私も確認すれば中でかなり木の方も生えておりまして、農地の方に復旧するのは難しいかなと思っているところです。

こちらは農用地区域の外ということで、区域外の農用地となっております。利用権の設定につきましてもございません。

事務局からは以上です。

議 長 事務局の方より説明が終わりましたが、担当委員さんの方で何か補足あればお願いいたします。

〇〇委員 〇〇〇〇さんは、10年ほど前に園芸連にお勤めになって、今年退職して、家で野菜・畑などを作っています。

24 ページをご覧ください。かなり坂になっていまして、この右側の道路のどこへ土砂が流れ込んできて、私が調査に行ったときには、早や埋めていると思って見たら埋めているのではなくて、落ち葉や石が全部この道の端にある溝から流れ込んできて、それをかき集めてこの下の端の橋のもとへかき込んでいるような状態です。

その日、この奥までずうっと行って、何か所かたね合いから石が流れてきて、これはちょっと怖いなと思って見たところです。

〇〇〇〇さんとちょっと話しまして、前は4枚の田んぼだったように思います。今は2枚になったと言うわれ、どうもそれは、蜷川は全て、山も畑もどこも地籍調査は済んでいるので、10年ほど前に亡くなったお父さんが多分2筆にしたのではないかという話をして帰ってきました。

耕作できるような状態ではないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 〇〇さんの方よりも説明がありましたが、この件につきまして何か質疑・質問はありませんかね。もう、この辺は全然作ってないのですか。

〇〇委員 梅の木を少し植えたり、それから文旦を2、3本植えたりで、もうここから奥には稲はほとんどありません。

議 長 何か質問・質疑ありませんか。
(質問等なし)

ないようでしたら、この非農地証明につきまして承認を受けたいと思います。

この非農地証明願につきまして承認されます方、挙手願います。

挙手多数です。

非農地証明願につきましては承認をされました。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 いつもの別冊になります。お手元にご準備をお願いします。議案第3号を説明させていただきます。表紙をめくっていただきまして1ページをご覧ください。

1-62 (大方1-61)、貸付人、〇〇〇〇さん。

利用権を設定する土地としまして、田野浦字中ノ谷34、現況畑、農用地区域内の面積290㎡。同じく、田野浦字中ノ谷35、地目は畑、農用地区域内の農地で478㎡。

1-63 (大方1-62)、貸付人、〇〇〇〇さん。

利用権を設定する土地としまして、田野浦字ヤリガサヤ93番1、畑、281㎡。

1-64 (大方1-63)、貸付人は、〇〇〇〇さん。

利用権を設定する土地につきましては、田野浦字ヤリガサヤ93番2、畑、545㎡。同じく、字ヤリガサヤ102、畑、954㎡。

1-65 (大方1-64)、貸付人、〇〇〇〇さん。

利用権を設定する土地につきましては、田野浦字ヤリガサヤ103番、畑としまして756㎡。

1-66 (大方1-65)、貸付人、〇〇〇〇さん。

利用権を設定する土地につきましては、田野浦字本田3101番、畑2,057㎡。同じく、田野浦字本田3106番、畑、1,030㎡。

1-67 (大方1-66)、〇〇〇〇さん。

利用権を設定する土地につきましては、田野浦字西間3401番、畑、1,254㎡。

1-68 (大方1-67)、貸付人、〇〇〇〇さん。

利用権を設定する土地につきましては、田野浦字西間3437番、畑、2,370㎡。

以上、全て借受人としましては〇〇〇〇となっております、設定期間は令和2年2月8日から令和12年2月7日までの10年間となっております。

内容につきましては全て果樹ということで、〇〇〇〇、全てとなっております。

また、公社と利用権を個人さんとされた後に、全て〇〇〇〇と利用権を設定するという事となっております。

事務局からは以上です。

議長 事務局の方より利用権の設定につきまして説明がありました。

何かこの件につきまして質問・質疑ある方、挙手願います。ないですか。

〇〇〇〇さんという人はもともと〇〇〇〇の人で、親が亡くなって、今は〇〇〇〇に住んでいます。何かないですか。

(質問等なし)

ないようでしたら、この利用権の設定につきまして承認を受けたいと思います。

承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

議案第3号につきましても承認をされました。

その他の登記・報告事項になっていきますので、一応議案が済みましたので記録を止めたいと思います。

(午後2時26分終了)